

2013年版 加藤光大の社労士合格レッスン 基本書
【法改正・正誤のお知らせ】

(3542)

平成25年7月3日
株式会社新報社 書籍編集部
TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

労働基準法		
ページ・位置	改正前	改正後
P9 上の「ポイント」表中	特定独立行政法人等の職員	特定独立行政法人の職員
P9 「参考」 上1,2行目	ここでいう「特定独立行政法人等の職員」とは、特定独立行政法人の職員や国の直営事業である国有林野事業の職員のことで、これらの職員の身分は、	特定独立行政法人の職員の身分は、
P17 【有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準】中の記述を修正	【有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準】(平20.1.23厚労告12号) i) 使用者は、期間の定めのある労働契約(中略)明示しなければなりません。 通達 更新の有無とは、(中略)(平20.1.23基発0123005号)。 ii) i)の場合に、(中略)明示しなければなりません。 iii) 使用者は、(中略)明示しなければなりません。 iv) 使用者は、(中略)その予告をしなければなりません。	【有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準】(平 24.10.26 厚労告 551 号)(i~iiiまでを削除) i) 使用者は、(中略)その予告をしなければなりません。 (以下viiまで見出し番号を3ずつ繰り上げiv→i v→ii vi→iii vii→iv)
P18 「絶対的明示事項」①の下に②を追加	②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項(期間の定めのある労働契約であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限ります) (②の追加に伴い既存の②~⑬までの見出し番号が一つずつ繰り下がる②→③~⑬→⑭)	
P35 「ポイント」 上2行目	郵便為替等を交付する方法	郵便貯金銀行がその行う為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書等を交付する方法
P58 「(2)休憩の特例」表中「付与の除外」②	屋内勤務者30人未満の郵便局	屋内勤務者30人未満の 日本郵便株式会社 の営業所(郵便窓口業務を行うものに限ります)
労働安全衛生法		
P124 「(3)資格」①のi)	卒業した者	卒業した者*
P124 「(3)資格」③の下に追加	※独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該課程を修めた者に限ります)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含みます。 ⇒元方安全衛生管理者及び店社安全衛生管理者などの資格要件についても同様に取り扱われます。	
P155 「(4)免許の取消し等」の「ポイント」の下に「参考」を追加	参考⑤「厚生労働省令で定めるとき」 ・当該免許試験の受験についての不正その他の不正の行為があったとき ・免許証を他人に譲渡し、又は貸与したとき ・免許を受けた者から当該免許の取消しの申請があったとき 【免許の取消しの申請】 免許を受けた者は、当該免許の取消しの申請をしようとするときは、免許取消申請書を免許証の交付を受けた都道府県労働局長又はその者の住所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければなりません。	

労働者災害補償保険法		
P179【権限の委任】図中の 参考	参考 委任する権限は、特別加入者の給付基礎日額の決定に係る権限です。	参考 委任する権限は、特別加入者の給付基礎日額の決定及び資料の提供等*に係る権限です。 ※「資料の提供等」とは、基本書 261 ページ(8)の2つ目の項目を指しています。
P182 「(3)適用除外」の表中「国の直営事業」の欄	国有林野事業を指します。	具体的に該当する事業はありません。
P238 ポイント中【控除】 下2行目	災害発生後3年を経過したときは、	災害発生後7年を経過したときは、
雇用保険法		
P293【失業の認定の手続】 上のポイントと行政手引 の間にポイントを追加	ポイント 管轄公共職業安定所長は、失業の認定に関して必要があると認めるときは、受給資格者に対し、運転免許証その他の基本手当の支給を受けようとする者が本人であることを確認することができる書類の提出を命ずることができます。	
P351【主な助成金】の表中 「特定求職者雇用開発助 成金」の欄	母子家庭の母等)	母子家庭の母、父子家庭の父等)
P351 上の参考上1行目	上表に掲げるもののほか、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、	上表に掲げるもののほか、 試行雇用奨励金 、
労働保険の保険料の徴収等に関する法律		
P384 上9行目	平成24年度においては、	平成25年度においては、
P384 表中「平成24年度」 の欄	平成24年度	平成24年度・平成25年度
P392【概算保険料の計算 例】上1行目	平成24年度	平成25年度
P392【概算保険料の計算 例】表中	平成23年度実績額 平成24年度見込額	平成24年度実績額 平成25年度見込額
P416 上4,5行目	郵便事業株式会社の営業所又は郵便局	日本郵便株式会社の営業所(郵便の業務を行うものに限りま)
P416 ポイント 1, 2行目		
P416 参考	参考 「郵便事業株式会社」は、(中略)公布されておりません。	削除
P416 上13行目	郵便事業株式会社の営業所又は郵便局	日本郵便株式会社の営業所(郵便の業務を行うものに限りま)
P424 「7 労働保険料の 負担」表中	雇用保険率 (平成24年度)	雇用保険率 (平成25年度)
労務管理その他の労働に関する一般常識		
P440 上3行目	平24.6.29厚労告416号	平24.9.27厚労告518号
P470 「(6)高齢者雇用確保 措置」下の参考と ポイントの間に右を追加	ポイント 高齢者雇用確保措置のうち「継続雇用制度の導入」について、これまで設けられていた「労使協定により継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、その基準に基づく制度を導入したときは、継続雇用制度を導入したものとみなすものとする仕組み」は、原則として廃止されました。ただし、経過措置として、平成37年3月31日までの間、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分相当の老齢厚生年金)の支給開始年齢以上の者を対象として利用することが認められています。 改25	
P472 1つ目のポイント 【再就職援助措置に係る 離職理由】下1,2行目	●継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかったことによる退職	●経過措置による継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかったことその他事業主の都合

P482【民間企業（規模 56 人以上）における実雇用率等】の表に追加	年（6月1日現在）	実雇用率	法定雇用率達成企業割合
	平成 24 年	1.69%	46.8%

P488 下 1 行目 平 18.10.11 厚労告 615 号 平 24.9.27 厚労告 518 号

2) 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換 改25

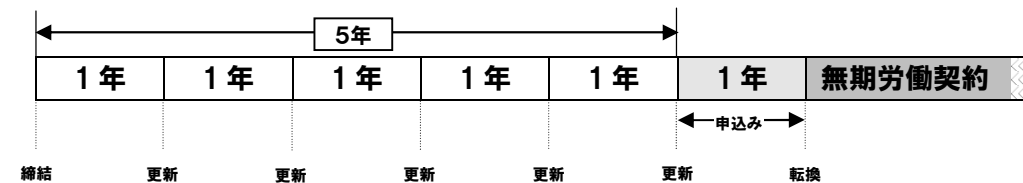
① 無期転換申込権と無期転換の効果(法 18 条 1 項)

【条文】

同一の使用者ととの間で締結された 2 以上の有期労働契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。この条において同じ)の契約期間を通算した期間(「通算契約期間」という)が 5 年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件(契約期間を除く)と同一の労働条件(当該労働条件(契約期間を除く)について別段の定めがある部分を除く)とする。

ポイント 「同一の使用者」とは、労働契約を締結する法律上の主体が同一であることをいいます。したがって、事業場単位ではなく、労働契約締結の法律上の主体が法人であれば法人単位で、個人事業主であれば当該個人事業主単位で判断されます(4)「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」についても同様です。

参考 「契約期間の始期が到来する前の有期労働契約の契約期間」、「平成 25 年 3 月 31 日以前に開始した有期労働契約の契約期間」は、通算契約期間には含めません。



② 通算契約期間の計算及びクーリング期間(法 18 条 2 項)

使用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と当該使用者との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間に空白期間があり、当該空白期間が6カ月以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しません。



ポイント この「6 カ月」は、空白期間の直前に満了した一の有期労働契約の契約期間(当該一の有期労働契約を含む 2 以上の有期労働契約の契約期間の間に空白期間がないときは、当該 2 以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間)が 1 年に満たない場合にあっては、当該一の有期労働契約の契約期間に 2 分の 1 を乗じて得た期間(1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月として計算した期間とします)とします(則 2 条)。

P542 上 10 行目 2) 有期労働契約の更新等 (法 18 条) 3) 有期労働契約の更新等 (法 19 条)

<p>P542 下 7 行目 ポイント の下に追加</p>	<p>4)期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止(法 20 条) 改 25</p> <p>【条文】</p> <p>有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(この条において「職務の内容」という)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。</p> <p>ポイント 「労働条件」には、賃金や労働時間等のほか、労働契約の内容となっている災害補償、服務規律、教育訓練、付随義務、福利厚生等、労働者に対する一切の待遇が含まれます。</p> <p>参考 不合理性の判断は、有期契約労働者と無期契約労働者との間の労働条件の相違について、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、個々の労働条件ごとに判断されるものです。</p> <p>⇒通勤手当、食堂の利用、安全管理等について労働条件を相違させることは、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して特段の理由がない限り合理的とは認められないと解されます。</p>
<p>P542 下 6 行目</p>	<p>適用除外 (法 20 条) 適用除外 (法 22 条)</p>
<p>P548 上 9 行目の下【労働力人口とは】と ポイント の間に追加</p>	<p>【最新情報の追加】(労働力調査(平成 24 年平均結果))</p> <p>労働力人口は、平成 24 年平均で 6,555 万人となり、前年に比べ 36 万人の減少となりました。男女別にみると、男性は 3,789 万人と 33 万人の減少、女性は 2,766 万人と 2 万人の減少となりました。</p>
<p>P548 下 1 行目の下【労働力人口比率】の記述の下に追加</p>	<p>【最新情報の追加】(労働力調査(平成 24 年平均結果))</p> <p>労働力人口比率は、平成 24 年平均で 59.1%となり、前年に比べ 0.2 ポイントの低下となりました。男女別にみると、男性は 70.8%と 0.3 ポイントの低下、女性は 48.2%と前年と同率となりました。</p> <p>また、15～64 歳の労働力人口比率をみると、平成 24 年平均は 73.9%となり、前年に比べ 0.1 ポイントの上昇となりました。男女別にみると、男性は 84.3%と 0.1 ポイントの低下、女性は 63.4%と 0.4 ポイントの上昇となりました。</p>
<p>P549 上 17 行目の下【完全失業者とは】の記述の下に追加</p>	<p>【最新情報の追加】(労働力調査(平成 24 年平均結果))</p> <p>完全失業者は、平成 24 年平均で 285 万人となり、前年に比べ 17 万人の減少となりました。</p> <p>男女別にみると、男性は 173 万人と 14 万人の減少、女性は 112 万人と 3 万人の減少となりました。</p>
<p>P549【完全失業率】の表の上に追加</p>	<p>【最新情報の追加】(労働力調査(平成 24 年平均結果))</p> <p>完全失業率は、平成 24 年平均で 4.3%となり、前年に比べ 0.3 ポイントの低下となりました。</p> <p>男女別にみると、男性は 4.6%と 0.3 ポイントの低下、女性は 4.0%と 0.2 ポイントの低下となりました。</p> <p>なお、完全失業率の男女差は 0.6 ポイントとなりました。</p>
<p>P550 上 10 行目の下【実質賃金とは】の記述の下に追加</p>	<p>【最新情報の追加】(毎月勤労統計調査(平成 24 年分))</p> <p>平成 24 年の 1 人平均月間現金給与総額は、規模 5 人以上で前年比 0.7%減の 314,127 円となりました。現金給与総額のうち、きまって支給する給与は、0.1%減の 261,585 円となりました。所定内給与は、0.2%減の 242,824 円となりました。所定外給与は 2.4%増の 18,761 円となり、特別に支払われた給与は 3.3%減の 52,542 円となりました。実質賃金は、0.7%減となりました。</p>

P550【労働時間】の表の上に追加	<p>【最新情報の追加】(毎月勤労統計調査(平成24年分))</p> <p>平成24年の1人平均月間総実労働時間は、規模5人以上で前年比0.5%増の147.1時間となりました。総実労働時間のうち、所定内労働時間は、0.5%増の136.7時間となりました。所定外労働時間は、0.6%増の10.4時間となりました。</p> <p>なお、月間の時間数を12倍して年換算すると、総実労働時間は1,765時間、所定内労働時間は1,640時間となりました。</p> <p>総実労働時間を就業形態別にみると、一般労働者は0.8%増の169.2時間となり、パートタイム労働者は1.1%増の92.1時間となりました。</p>							
P550 下1行目参考の下に追加	<p>【最新情報の追加】(就労条件総合調査(平成24年))</p> <p>平成23年(又は平成22会計年度)1年間に企業が付与した年次有給休暇日数(繰越日数は除きます)は、労働者1人平均で18.3日、そのうち労働者が取得した日数は9.0日で、取得率は49.3%となっています。</p>							
P551 上6行目の下【変形労働時間制】の記述の下に追加	<p>【最新情報の追加】(就労条件総合調査(平成24年))</p> <p>変形労働時間制を採用している企業割合は51.3%となっており、これを種類別(複数回答)にみると、「1年単位の変形労働時間制」が33.3%、「1カ月単位の変形労働時間制」が15.8%、「フレックスタイム制」が5.2%となっています。</p>							
P551 上15行目の下【勤務延長制度及び再雇用制度の実施状況】の記述の下に追加	<p>【最新情報の追加】(就労条件総合調査(平成24年))</p> <p>一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度もしくは再雇用制度又は両方の制度がある企業割合は92.1%となっています。これを制度別にみると、「勤務延長制度のみ」の企業割合は11.4%、「再雇用制度のみ」の企業割合は71.6%、「両制度併用」の企業割合は9.1%となっています。</p>							
P552【求人倍率】の表(1つ目の表)に追加	<p>【最新情報の追加】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規求人倍率</th> <th>有効求人倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年</td> <td>1.28</td> <td>0.80</td> </tr> </tbody> </table>			新規求人倍率	有効求人倍率	平成24年	1.28	0.80
	新規求人倍率	有効求人倍率						
平成24年	1.28	0.80						
P552 下15行目の上【賃金の改定事情】の下に追加	<p>【最新情報の追加】(平成24年賃金引上げ等の実態に関する調査)</p> <p>賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「企業の業績」が52.0%と最も多く、次いで、「親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向」が6.3%、「雇用の維持」が5.8%となっています。企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっています。</p>							
P552【労働組合推定組織率】の表に追加	<p>※平成23年の推定組織率については、公表されていません。</p>	<p>【最新情報の追加】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>推定組織率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年</td> <td>18.1%</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>17.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年の推定組織率は、平成24年4月に総務省統計局から公表された「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」の平成23年6月分の推計値及びその数値を用いて計算した値です。</p>		推定組織率	平成23年	18.1%	平成24年	17.9%
	推定組織率							
平成23年	18.1%							
平成24年	17.9%							
健康保険法								
P590 下11行目	<p>●特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者が、</p>	<p>●60歳以上の被保険者が、</p>						
P616 下12行目	平成24年度については特例措置により	平成25年度については特例措置により						
P623 上11行目	平成24年度については特例措置により	平成25年度については特例措置により						
P636 下3行目	※2 平成24年度については、	※2 平成25年度については、						
P637 上12行目	※3 平成24年度については、	※3 平成25年度については、						
P639 下1行目	※平成24年度については	※平成25年度については						
P651 上8行目	※平成24年度については、	※平成25年度については、						

国民年金法																
P705 下 2 行目「解説します」中	45 歳及び 58 歳	45 歳及び 59 歳														
P707「2 裁定」の記述の下に[参考]を追加	参考 厚生労働大臣は、被保険者及び被保険者であった者に対し、必要に応じ、年金たる給付を受ける権利の裁定の請求に係る手続に関する情報を提供するとともに、当該裁定を請求することの勧奨を行うものとされています。															
P727 「(4)新規裁定者の改定率の改定」[参考]中	⇒平成 24 年度においては、名目手取り賃金変動率が 0.984、物価変動率が 0.997 であったため、改定率は、物価変動率を基準として改定されました。平成 24 年度の改定率は、0.982 とされています(≒0.985 (前年度の改定率) × 0.997)。	⇒平成 25 年度 においては、名目手取り賃金変動率が 0.994 、物価変動率が 1.000 であったため、改定率は、物価変動率を基準として改定されました。平成 25 年度 の改定率は、0.982 とされています(≒ 0.982 (前年度の改定率) × 1.000)。														
P727 下 3 行目 2 つ目の[参考]中	平成 24 年度の改定率は、	平成 25 年度 の改定率は、														
P728 下 1 から 3 行目 (3 か所)	平成 24 年度	平成 25 年度														
P729 [参考]下 2 行目	平成 24 年度現在は、	平成 25 年 4 月 現在は														
P729 [参考]の下にもう一つ[参考]を追加	参考 平成 25 年 10 月以降、段階的に物価スライド特例水準を解消する改正が予定されています。本書において、平成 25 年度価額として記載した年金額は、平成 25 年 4 月から 9 月までの額となります。															
P729 の表中に追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 (平成)</th> <th>24 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物価変動率</td> <td>±0%</td> </tr> <tr> <th>年度 (平成)</th> <th>25 年度</th> </tr> <tr> <td>年金額の改定</td> <td>据置き</td> </tr> <tr> <td>年金額 (円)</td> <td>786,500</td> </tr> </tbody> </table>		年 (平成)	24 年	物価変動率	±0%	年度 (平成)	25 年度	年金額の改定	据置き	年金額 (円)	786,500				
年 (平成)	24 年															
物価変動率	±0%															
年度 (平成)	25 年度															
年金額の改定	据置き															
年金額 (円)	786,500															
P729 下 1~3 行目	平成 24 年度は、平成 23 年の物価変動率が -0.3%となり、物価スライド特例水準(直近の年金額改定の基となった平成 22 年の物価水準)を下回ったため、物価スライド率及び年金額は、0.3%の引下げとなっています。	平成 25 年度 は、平成 24 年 の物価変動率が ±0% となったため、物価スライド率及び年金額は、 据置き となっています。														
P745 「(1) 年金額」表中	(平成 24 年度)	(平成 25 年度)														
P746 【加算額】表中	平成 24 年度価額	平成 25 年度 価額														
P746 「解説します」上 2 行目	(平成 24 年度の改定率)	(平成 25 年度 の改定率)														
P753 「解説します」下 2 行目	平成 24 年度価額	平成 25 年度 価額														
P765 「(2)支給額」表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 24 年度価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>44,940 円</td></tr> <tr><td>89,880 円</td></tr> <tr><td>134,820 円</td></tr> <tr><td>179,760 円</td></tr> <tr><td>224,700 円</td></tr> <tr><td>269,640 円</td></tr> </tbody> </table> <p>平成 24 年度の保険料は 1 月 14,980 円で、44,940 円は、その 3 倍に当たります。納めた保険料の半分を返すことです。</p>	平成 24 年度価額	44,940 円	89,880 円	134,820 円	179,760 円	224,700 円	269,640 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 25 年度価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>45,120 円</td></tr> <tr><td>90,240 円</td></tr> <tr><td>135,360 円</td></tr> <tr><td>180,480 円</td></tr> <tr><td>225,600 円</td></tr> <tr><td>270,720 円</td></tr> </tbody> </table> <p>平成 25 年度の保険料は 1 月 15,040 円で、45,120 円は、その 3 倍に当たります。納めた保険料の半分を返すことです。</p>	平成 25 年度価額	45,120 円	90,240 円	135,360 円	180,480 円	225,600 円	270,720 円
平成 24 年度価額																
44,940 円																
89,880 円																
134,820 円																
179,760 円																
224,700 円																
269,640 円																
平成 25 年度価額																
45,120 円																
90,240 円																
135,360 円																
180,480 円																
225,600 円																
270,720 円																

P769 下1から5行目	平成21年度から平成23年度の国庫負担の割合は「2分の1」とされましたが、(中略)平成23年度は震災復興財源確保法の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、負担しています。	平成21年度から平成25年度の国庫負担の割合は「2分の1」とされましたが、(中略)平成23年度は震災復興財源確保法の規定により発行する公債の発行による収入金を、平成24年度及び平成25年度は財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、負担しています。								
P770 上4行目	平成24年度以後	平成26年度以後								
P772 上4,5行目	平成24年度の各月における保険料額は14,980円とされています。	平成25年度の各月における保険料額は15,040円とされています。								
P772 「(1)保険料」表中に追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法定額</th> <th>保険料改定率</th> <th>保険料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>15,820円</td> <td>0.951</td> <td>15,040円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	法定額	保険料改定率	保険料額	平成25年度	15,820円	0.951	15,040円	
年度	法定額	保険料改定率	保険料額							
平成25年度	15,820円	0.951	15,040円							
P773 上6行目	⇒平成24年度の保険料改定率は、0.964とされています。	⇒平成25年度の保険料改定率は、0.951とされています。								
厚生年金保険法										
P841 ポイント 上1行目	平成24年度については、	平成25年度については、								
P843 ポイント 下2行目	平成24年度の	平成25年度の								
P846 「(2)加給年金額」表中	平成24年度価額	平成25年度価額								
P846 「(3)特別加算」表中	平成24年度価額	平成25年度価額								
P860 「(2)定額部分の年金額」の表中「改定率」の欄	(平成24年度)	(平成25年度)								
P882 下1行目「最低保障額」の計算式中	(平成24年度価額)	(平成25年度価額)								
P888 下2行目「②加算額」の計算式右側	平成24年度法定額	平成25年度法定額								
P889 参考 下1行目	平成24年度価額	平成25年度価額								
社会保険に関する一般常識										
P951 上表の下	平成24年度は特例措置により	平成25年度は特例措置により								
P1042 上3行目	平成24年度における	平成25年度における								
P1042 「3 年金時効特例法」中 参考 の下に追加	<p>参考 年金時効特例法の施行日後に受給権を取得する者の支払期月ごとに支払うものとされる年金の支給を受ける権利については、同法による改正後の厚生年金保険法及び国民年金法において、会計法31条の規定を適用しない旨の規定が設けられたことにより、時効による当該権利の消滅の効果は、当該権利の発生から5年の時効期間の経過とともに確定的に生ずるものではなく、国により時効が援用されたときに初めて確定的に生ずるものとされたことから、年金の支給を受ける権利に係る消滅時効の援用の取扱いが次のとおり定められました。</p> <p>【時効の援用の取扱い】</p> <p>支払期月ごとに支払うものとされる年金の支給を受ける権利の発生から5年を経過し、その権利について消滅時効が完成した場合は、時効を援用します。ただし、次の①又は②に該当する場合は、時効の援用はせず、年金を支払うこととされています。</p> <p>①年金記録の訂正を行ったもの 厚生年金保険法28条又は国民年金法14条の規定により記録した事項の訂正がなされたうえで裁定が行われた場合</p> <p>②時効援用しない事務処理誤りと認定されたもの 「時効援用しない事務処理誤りに係る認定基準」により時効援用しない事務処理誤りと認定された場合(年金記録の訂正を伴わないが、5年超過分の給付に至った原因が行政の責めに帰すべきことが明らかである場合)。ただし、①に該当する場合は除きます。</p>									

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P37 判例中 上5行目	(昭63.4.2最高裁「あけぼのタクシー事件」)。	(昭 62 .4.2最高裁「あけぼのタクシー事件」)。
P39 通達中 上1行目	保障給の額は、実質賃金と	保障給の額は、実 収 賃金と
P197 図中下1行目	休業給付基礎日額を改定	年金 給付基礎日額を改定
P298～299「7基本手当の減額」①上1行目、同②上1行目、同③上1行目(3か所)	賃金日数	賃金日 額
P542 下6行目	(10)適用除外	(9) 適用除外
P837 通達 上1行目	生活保障部分であり、	生活 補償 部分であり、
P954 上8行目	介護給付金の	介護 納 付金の